

橋梁等鋼構造物塗膜中のPCB等含有量調査のご案内



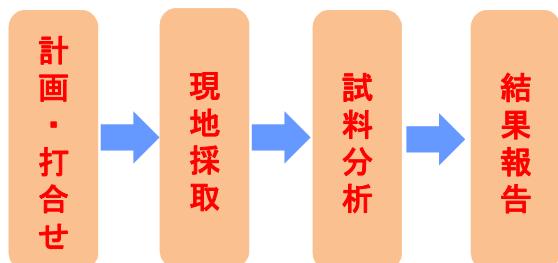
■ 橋梁等塗膜のPCB含有問題とは？

橋梁等の鋼構造物に塗布されている塗膜には、昭和42～47年頃まで塩化ゴム系塗料の一部に塗膜の柔軟性や安定性を維持するための可塑剤としてPCBを使用していたことが確認されています。昭和43年に発覚したPCBによる健康被害のカネミ油症事件を契機に、昭和49年には製造および使用が禁止されましたが、近年では塗料の原料として用いる有機顔料中に副生(非意図的)するPCBの存在も明らかになっています。

■ 労働者の健康障害防止のためにPCB等含有の確認を！

調査対象有害物質である鉛、六価クロム、PCBは「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)」の中で危険物または有害物として指定されており、これらを含む物質の取り扱いや作業にあたっては同法によりその管理方法などが規定されています。橋梁等の鋼構造物に塗布された塗料には鉛やクロムなどの有害物を含むものがあり、その剥離作業を行う上で、労働者の健康障害防止の観点から、厚生労働省通知として「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」(平成26年5月30日)が発せられました。さらにこれらを含む廃棄物の処分にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下廃棄物処理法とする)の中で処分基準が定められています。

■ 調査についてお任せください



様々な調査に携わってきた経験を活かし、お客様のご要望にお応えできるよう、ご相談に応じます。
飛散防止はもちろんのこと、環境への配慮を行いつつ実施いたします。
お困りの際はご連絡ください。



■ 有害物質の基準

有害物質	労働安全衛生法 適用基準	労働安全衛生法 名称等表示義務基準	特別管理産業廃棄物 判定基準	
	含有量試験	含有量試験	産業廃棄物溶出試験 ^{※2} (環境庁告示第13号)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物 の適正な処理の推進に関する特別措置法
鉛	検出されたもの →「鉛則」 ^{※1} が適用	0.1%以上	0.3mg/L	—
クロム	1%を超えて含有 →「特化則」が適用	0.1%以上	1.5mg/L (六価クロムとして)	—
PCB	1%を超えて含有 →「特化則」が適用	0.1%以上	0.003mg/L	付着又は封入していない こと (0.01mg/kg)

※1 表中の鉛則：「鉛中毒予防作業規則」、特化則：「特定化学物質障害予防規則」

※2 塗膜かずは、剥離方法により廃棄物の種類（廃プラスチック又は汚泥）が変わりますので、項目の要否判断が必要です。

注) 基準・試験方法については自治体・工事内容により異なることがありますので、あらかじめ確認が必要です。

外壁塗料中の石綿(アスベスト)分析も行っております。

調査へのご要望・ご質問等ございましたら、営業担当者か本社営業部までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ